

受講上のルール

受講事業者は、和歌山県「令和6年度和歌山県デジタルマーケティング講習」（以下「本講習」という。）の一環として、受託業者が提供するデジタル人材教育プラットフォームの「ジッセン! Biz（以下「ジッセン」という。）」を、従業員等（以下「受講者」という）が受講するにあたり、また受講者を本講習におけるオンラインの双方向型講習（以下「双方向型講習」という。）に参加するにあたり、受講者に下記の事項を遵守及び確認させることとし、ジッセンの受講および双方向型講習への参加に関する受講者の行為について、受講者と連帯して責任を負うものとします。

なお、受講事業者は、受講者が本書に規定する禁止行為に該当した場合、ジッセンまたは双方向型講習の受講停止、その他の措置が講じられることがあります。また、当該違反行為に起因して和歌山県、本事業の受託業者である株式会社アイレップ（以下「受託業者」という。）に生じた損害を賠償する責任を負う場合があります。

記

【ジッセンの受講について】

- ・ ジッセンの受講に必要なデバイスやネットワーク環境等は、受講者の費用負担および責任で準備し、または受講者にて準備すること。
- ・ ジッセンで提供するコンテンツ、教材、資料等にかかる著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む、以下同様）その他の知的財産権は、受託業者に帰属し、申込者および受講者は、ジッセンの対象講座の受講に必要な範囲を超えて、これらを使用（複製・公衆送信・頒布・翻案等を含む。）してはならないこと。
- ・ 受講者がジッセンを受講するに当たり、次の行為を行わないこと。
 - ジッセンで提供されているコースをコピー、配布、派生物の作成、ハッキングまたは変更すること。
 - 不適切、侵害、攻撃的、人種差別、憎悪の助長、性差別、性的、中傷的、または名誉棄損に該当するコンテンツをジッセン上に入力すること。
 - ジッセンにアクセスするために、スクレイピング、スパイダーまたはその他の自動化手段を用いること（受託業者から権限を与えられていないAPIエンドポイントにアクセスすることなどを含む。）。
 - ジッセンに競合する製品を作るためにジッセンを利用すること。
 - ジッセンへのログインアクセスを複数の個人で共有すること、ユーザーライセンスを移転すること、または別の方法で第三者に対してジッセンの利用を許可すること。
 - ジッセンを損なう可能性のあるコンピューターコード、ファイルまたはプログラムを導入すること。

-違法または他者の権利を侵害する方法でジッセンを利用すること。

-書面による事前の受託業者の承認なしに、第三者とともに受託業者の API を使用すること。

- その他ジッセンの利用に関して受託業者が定める規約、その他受託業者が提示する条件がある場合は、当該条件を遵守すること。
- 受託業者がジッセンにおける受講者の学習履歴を取得し、ジッセンの活用を促進する目的ならびにジッセン関連サービスを提供する目的で使用するほか、社会人の学びの指標となる統計データ等を作成するために分析したうえで、個人情報を含まない統計情報として、公表するとともに、ジッセンの利用企業等に対するコンサルティング業務に使用するとともに、ジッセンおよびジッセン関連サービス、その他社会人の学びに関連する商品・サービスの基礎資料やデータとして利用することがあることを確認すること。

【双方向型講習について】

- 双方向型講習の受講に必要なデバイス、Web カメラ、マイク等の機器、コミュニケーションツール（第三者が提供するサービスを含む。）またはネットワーク環境等は、受講者の責任で準備すること。
- 受講者は、イヤホンまたはヘッドセットを使用するなど、双方向型講習の講師およびスタッフ（以下、総称して「講師等」という）との円滑なコミュニケーションが可能な状態で授業を受講すること。Web カメラやマイク等の機器の操作については、講師等の指示に従うこと。
- 特定の受講者の通信上の不具合や周囲の騒音などにより、他の受講者の受講に支障が生じる場合、講師等の判断により、環境が改善されるまでの間、当該受講者の出席をお断りする場合があること。
- 双方向型講習で提供するコンテンツ、教材、資料等にかかる著作権、その他の知的財産権は、受託業者に帰属し、申込者および受講者は、対象講座の受講に必要な範囲を超えて、これらを使用（複製・公衆送信・頒布・翻案等を含む）してはならないこと。
- 双方向型講習の欠席者に向けた配信ならびに受託業者による本件事業の効果測定および報告書作成の目的で、双方向型講習の様子を録音・録画することがあること。
- 受講者が双方向型講習を受講するに当たり、次の行為を行わないこと。
 - 本来の目的以外に双方向型講習を利用する行為
 - 受講者以外に対象講座を受講させる行為
 - 講師等の指示に反する行為
 - 双方向型講習の内容を録音、録画、写真撮影等する行為ならびにこれらを複製、アップロード、配信、頒布等する行為
 - 和歌山県、受託業者、講師等または他の受講者に損害を与える行為
 - 受託業者、講師または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する行為
 - 講師等または他の受講者の個人情報を収集・蓄積・公表したり、個人を特定したり双

方向型講習外で接触しようとする行為

- 不正アクセス、データの改ざん等、双方向型講習の運営を妨げる行為
- その他双方向型講習の提供を妨害する行為
- その他法令、公序良俗に反する行為

【オンラインミーティングについて】

- ・ ミーティングの参加に必要なデバイス、Web カメラ、マイク等の機器、コミュニケーションツール（第三者が提供するサービスを含む。）またはネットワーク環境等は、受講者の責任で準備すること。
- ・ 受講者は、イヤホンまたはヘッドセットを使用するなど、ミーティングのスタッフやデジタル人材（以下、総称して「スタッフ等」という）ならびに他の受講者との円滑なコミュニケーションが可能な状態で参加すること。Web カメラやマイク等の機器の操作については、スタッフ等の指示に従うこと。
- ・ ミーティング開催後にスタッフ等や他の受講者と交流を希望する場合については、スタッフ等の指示に従うこと。
- ・ 特定の受講者の通信上の不具合や周囲の騒音などにより、他の受講者の参加に支障が生じる場合、スタッフ等の判断により、環境が改善されるまでの間、当該受講者の出席をお断りする場合があること。
- ・ ミーティングで提供するコンテンツ、教材、資料等にかかる著作権、その他の知的財産権は、受託業者に帰属し、申込者および受講者は、ミーティングの参加に必要な範囲を超えて、これらを使用（複製・公衆送信・頒布・翻案等を含む）してはならないこと。
- ・ 受託業者による本件事業の効果測定および報告書作成の目的で、ミーティングの様子を録音・録画することがあること。
- ・ 受講者がミーティングに参加するに当たり、次の行為を行わないこと。
 - 本来の目的以外にミーティングを利用する行為
 - 受講者以外にミーティングに参加させる行為
 - スタッフの指示に反する行為
 - ミーティングの内容を録音、録画、写真撮影等する行為ならびにこれらを複製、アップロード、配信、頒布等する行為
 - 和歌山県、受託業者、スタッフ等または他の受講者に損害を与える行為
 - 受託業者、スタッフ等または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する行為
 - スタッフ等または他の受講者の個人情報を収集・蓄積・公表する行為
 - 不正アクセス、データの改ざん等、双方向型講習の運営を妨げる行為
 - その他ミーティングの運営を妨害する行為
- その他法令、公序良俗に反する行為

以上